

令和4年9月

富士市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年9月9日(金) 午前9時30分から 10時 4分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
農業委員会会長職務代理者	1番	望月	稔
委員	2番	望月	英俊
	3番	田村	英俊
	4番	高井	修一
	5番	谷津倉	寛
	6番	笹古	時男
	7番	渡邊	武敏
	8番	近藤	敏男
	9番	鈴木	一孝
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	13番	佐藤	正職
	14番	渡邊	哲史
	15番	太田	篤子
	16番	安藤	公男
	18番	後藤	環

4 欠席委員

委員	12番	佐野	隆洋
	19番	萩田	丈仁

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	古谷	隆明
統括主幹	深澤	公保
主幹	野村	昌寛
主査	武内	清高
主査	太田	久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め15番 太田篤子君、16番 安藤公男君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名いたします。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の武内主査を指名いたします。

それでは次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第32号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第50号 取消願いの報告についてまでの、計9件を順に議題に供します。

事務局 (議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第32号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
吉永33番について事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 吉永33番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、富士市立高等学校のサッカーグラウンドの門の西側になります。譲受人と譲渡人の関係は、譲受人は本家、譲渡人は分家にあたります。現場について、不明なところがありましたので、行政書士から公図をいただいて確認しました。
公図をもとに簡単な略図を作りましたので、皆さんにはこれをご覧ください。

(略図を示しながら説明)

相続について、普通に素直にやればよかったのですが、そうではなく、分散するようなかたちで相続してしまったようです。

分散してしまった土地を、本家の土地、分家の土地がそれぞれまとめるために交換をしたいというのが今回の申請です。

兄弟で土地を交換することですので、問題はありませんが、兄には3条の要件がありますが、弟は3条の要件がないことから、第5条扱いで対応するという事です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

会長 吉永33番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
吉永33番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案6ページの議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、及び議案7ページからの農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

鷹岡地区6番、及び議案7ページ 鷹岡地区31番は関連がありますので一括審議します。

事務局から説明願います。

事務局

(議案6ページ 鷹岡地区6番 朗読 及び議案7ページ 鷹岡地区31番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、天間の富士いきいき病院から西富士道路の北側の側道を富士方面に向かい、二つ目の高架橋を渡り、突き当たったT字路を左折し、道なりに向かったところの左側にあります。

今回の申請は、第4条の申請人である本家の住宅敷地の拡張と、二女の分家住宅を建てるための第5条の申請です。

第4条の申請は、申請人の自宅は、随分前から農地に建てられていたのですが、地目をかえていなかった土地を第5条の分家住宅の建設にともなう申請に併せて宅地に転用しようとするものです。

申請地を確認しましたが、現地は少し高台になっており、排水の面で水はけもよく、近所に迷惑をかけるようなことはないと感じました。

ご審議のほど、よろしく願います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、住宅化の状況が一定以上であることから、第3種と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

鷹岡地区6番、31番について質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区6番、31番についてご異議ございませんか

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区32番について事務局から説明願います。

事務局 (議案7ページ 大淵地区32番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、新環境クリーンセンターから西に向かって700メートルほど行った、お好み焼き屋がある交差点を左折し、北に向かって1キロメートルほどのところ曲がり角の正面ににあります。
譲渡人は本家の兄、譲受人は弟で、分家住宅を建てたいという申請です。
現地は、譲渡人の自宅の南側で、以前は建物が建っていたようですが、現在は畑となっています。
また、非農地として申請のあった場所は、譲渡人の自宅の屋敷の一部であり、昭和16年頃から住宅敷地の一部、駐車場として使用されてきた確認してきました。
ご審議のほど、よろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 ただ今、担当議員から大淵地区32番に併せて、これに関連する非農地証明申請書についても、ご説明とご報告ありましたことから、議案9ページの議第35号 非農地証明申請書の大淵地区6番も関連議案ということで一括して審議していただくということよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局 大淵地区6番の非農地の申請につきましては、先ほど担当委員から説明がありましたとおり、昭和16年頃から住宅敷地の一部として使用されてきたものを、宅地に地目をかえたいということです。
また、大淵地区32番の第5条申請につきましては、申請地は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えられるとともに、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 議案7ページの議第34号 大淵地区32番、及び議案9ページの議第35号 大淵地区6番についてご質問ございませんか。

委員(質問者) 大淵地区6番については、昭和16年当時に建物が建っていたのに、既存宅地にしなかったのですか。

事務局 既存宅地となっていないことから、農地を宅地に地目変更することにより、既に農地に建物が建っているという状況を是正することを趣旨としています。

会長 よろしいですか。

委員(質問者)

はい。

それでは、裁決に移ります。

大淵地区32番、及び大淵地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区33番について事務局から説明願います。

事務局

(議案7ページ 大淵地区33番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

譲受人である法人は、3年前に今回の申請地の西側で、山砂利の採取、農地造成ということで一時転用の申請をしており、来年の1月が期限となります。

現場は、富士富士宮由比線の北側に位置しており、富士富士宮由比線の南にはリムスポーツクラブがあります。

以前は茶畑でしたが、現在は草だらけになっています。

ここを3年間、山砂利を採取して、また畑に戻したいという申請です。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。

通常であれば青地のなかでの農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内で農地の復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準のなかで例外として認められるものであります。

また、静岡県埋立等に関する条例の許可申請もされていることから、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

大淵地区33番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。

大淵地区33番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区34番について事務局から説明願います。

事務局 (議案7ページ 大淵地区34番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 現場は、富士白糸線を北に向かい、大淵中学校を過ぎたと先で道が二又に分かれますので、これを右に向かって、200メートルほど行ったところにあるスナックの東側にあります。
もともと駐車場として使用されていたようで、現状は更地になっています。譲渡人は不動産屋の仲介で、解体業を営む譲受人を紹介されたようで、申請地を譲受人の資材や重機などの資材置場として賃貸借していきたいという趣旨での申請です。
現場は、ある程度の広さがありますので、重機が入っても問題はないかと考えます。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区34番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。
大淵地区34番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区35番、36番は関連がありますので一括審議します。
事務局から説明願います。

事務局 (議案8ページ 大淵地区35番及び大淵地区36番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、大淵の次郎長開墾の一画で、大阪富士宮線の新次郎長橋から南の

方向、製紙工場の大きな建物をこえて東に入ったところです。
申請地周辺は、以前に宅地分譲されました。
35番の譲渡人が父親で、36番の譲渡人は息子のようです。
申請地の現況は、太い檜があるような藪の状態ですが、そこを宅建業を営む法人が譲り受けて宅地分譲をしたいということです。
申請地の東側も併せて分譲するということですが、こちらの地目は山林です。
申請地は、藪の状態で、荒れていますので、付近の住民に迷惑がかかっているようです。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。
また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 大淵地区35番、36番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。
大淵地区35番、36番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、須津地区37番について事務局から説明願います。

事務局 (議案8ページ 須津地区37番 朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 国道一号線を沼津方面へ向かいますと、沼津市との境に植田という交差点があります。
申請地は、この交差点を右折して側道を西へ200メートルほど戻った、ちょうど富士市と沼津市の境に位置しています。
申請地の現況は、荒地です。
草が茂っており、農地として回復できるような場所ではありません。
申請地の東側は、廃車置き場、西側も廃車置き場で、その西隣の土地にはソーラー発電のシステムが設置されています。
譲受人は、これまで使用してきた資材置場を立ち退きになったそうで、新たな資材置場として、申請地を譲りたいということです。
申請地の南側を通る国道一号線の側道と申請地の間には、用水が流れており、側道を挟んだ南側の柏原の住宅地とは分離されており、影響は少ないかと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。
また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

須津地区37番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。
須津地区37番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
以上で、農地法第4条第1項、及び農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第35号 非農地証明申請書の審議でございますが、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議において、大淵地区32番に併せて審議いただき、非農地証明書の大淵地区6番についてもご承認いただいたことといたします。

次に、議案10ページの議第36号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局

(議案10ページ 議案第36号 説明)

会 長

このことにつきまして、質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、承知願った事にいたします。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

(議案11ページ から 議案17ページまで 朗読)

会 長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(議案4ページ 朗読)

会 長

以上で、議事(1)農地法に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和4年9月9日

農業委員会会長

同委員

同委員